

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2017/5/12号 (No. 248)

=====

【知的財産権部からのお知らせ】

2017年度第1回中国IPG全体会合・ジェトロ知財セミナーを下記のとおりご案内いたします。
下記案内にあるURLよりお申込みいただくと、確認メールが届きますが、確認メールには同日セミナー後に開催される懇親会の案内も含まれます。案内にあるURLより懇親会（有料）にお申込みができません。この機会にぜひご参加ください。

■ 2017年度第1回中国IPG全体会合・ジェトロ知財セミナー

└─┘

第一部は、中国IPG会員のみが参加し、中国IPGの運営や活動等に関する情報共有を図ります。

第二部は、中国IPG会員に限らず皆様にご参加いただき、知財に関わるセミナーを開催します。今回は1月に公表された改正「商標審査と審理標準」および「商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件審理の若干問題に関する最高人民法院の規定」について、有識者よりご講演いただく予定です。この機会にぜひご参加ください。

◆日 時：2017年5月18日（木）13:30～17:00 受付開始：中国IPG会員の方 13:00

◆場 所：長富宮飯店 1階 芙蓉の間 北京市建国門外大街26号（Tel：010-5877-5555）

◆プログラム（予定）：

<第一部> 中国IPG全体会合 13:30～14:30

・挨拶、中国IPG今年度体制及び活動予定について

中国IPGグループ長（キヤノン（中国）有限公司） 小澤潤 氏

・各専門委員会委員長による今年度活動内容の紹介

・各WGリーダーによる今年度活動内容の紹介

・人材育成委員会委員長による今年度活動内容の紹介

・その他、事務局からの連絡事項

<第二部> ジェトロ知財セミナー 15:00～17:00

・改正「商標審査と審理標準」について

国家工商行政管理総局商標局

・「商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件審理の若干問題に関する最高人民法院の規定」について

金杜律师事务所

◆主 催：日本貿易振興機構北京代表処、中国IPG

◆参加費：無料

◆定 員：100名（※定員になり次第、締め切ります。）

◆お申し込み方法：下記URLよりお申込みください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/20170518seminar>

◆お申し込み締め切り：2017年5月15日（月）午前10時

◆お問い合わせ先：

ジェトロ北京事務所知的財産権部（担当：赤澤、馮） Tel：010-6528-2781

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 工商総局、「商標評審案件口頭審理弁法」を發布(工商総局公式サイト 2017年5月8日)
2. 「著作権法」第三回改正、全人代常務委員会立法計画に(國務院新聞弁公室公式サイト 2017年4月25日)

○ 中央政府の動き

1. 国家質検総局、模倣品摘発厳格化を求める意見を發布(中国知識産権资讯网 2017年5月11日)
2. SIPOとSFIIP、上海で第6回協力会議を開催(国家知識産権網 2017年5月10日)
3. SIPO何志敏副局長、AIPPI馬浩会長一行らと会談(国家知識産権網 2017年5月10日)
4. 権利侵害摘発指導グループ弁公室柴副主任、SFIIP長官代行と会談(中国打撃侵權工作網 2017年5月9日)
5. 工商総局、企業名称と商標権の抵触解決体制の改善を要求(中国知識産権资讯网 2017年5月3日)

○ 地方政府の動き

1. 厦門知識産権局と中国專利開発公司、戦略的協力協定を締結(国家知識産権網 2017年5月9日)
2. 安徽省初の知的財産権仲裁センター、合肥市で設立(国家知識産権網 2017年5月3日)

○ 統計関連

1. 商標局、第1四半期の商標出願、登録データを公表(工商総局公式サイト 2017年5月8日)

○ その他知財関連

1. UCASが知的財産権学院を設立、複合型人材を育成(中国科学院公式サイト 2017年5月8日)
2. WIPOフランス・ガリ事務局長：「一带一路」は実務的な協力方法(国家知識産権網 2017年5月8日)

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 工商総局、「商標評審案件口頭審理弁法」を發布★★★

5月4日、国家工商行政管理総局が「商標評審案件口頭審理弁法」を發布した。同日より施行される。商標評審（審判）分野の簡素化改革と評審案件の口頭審理手続きの規範化を一段と推進するために、国家工商行政管理総局は、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国商標法実施条例」、「商標評審規則」などの規定に基づいて、「商標評審案件口頭審理弁法」を作成した。

「弁法」によると、商標評審委員会が当事者の請求又は案件審理の需要により、商標審判案件に対して口頭審理を行うことを決定できる。商標審判案件の当事者は、案件の関連証拠に対して疑問が存在し、現場の証拠尋問を行うべきと認定する場合、商標審判委員会に対して口頭審理を請求することができる。

「商標評審案件口頭審理弁法」全文は、工商総局公式サイト

(http://www.saic.gov.cn/spw/gzdt/201705/t20170508_264330.html) に掲載されている。

(出典：工商総局公式サイト 2017年5月8日)

★★★2. 「著作権法」第三回改正、全人代常務委員会立法計画に★★★

4月25日、国務院新聞弁公室が2016年度の中国知的財産権発展状況に関して行った記者発表会で、国家版權局版權管理司の于慈珂司長が出席し、「著作権法」第三回改正作業を説明した。

「著作権法」第三回改正は、国務院の立法計画に基づいて2011年に始動した。国家版權局は2012年末に改正案送審稿を国務院法制弁公室に提出した。国務院法制弁公室では当面、全面的な審査とさらなる修訂を進めているところである。

于司長によると、「著作権法」第三回改正作業は、条件が大体整ったとされる第1種類項目として、第12期全国人民代表大会常務委員会の立法計画に盛り込まれている。任期内の審議を目指す。全人代常務委は今年、著作権法の施行状況に関する全面的な調査を行う予定。全面的な改正となる「著作権法」第三回改正は、中国の著作権に関する法制度のさらなる整備に重要な意義があるとみられる。

(出典：国務院新聞弁公室公式サイト 2017年4月25日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家質検総局、模倣品摘発厳格化を求める意見を発布★★★

5月5日、国家質量監督檢驗檢疫総局が「製品品質の全面的な監視管理の強化に関する質検総局の意見」を発布した。抽出検査・検査、模倣品摘発の厳格化、「インターネット+品質検査」プログラムの実施などに関する内容が盛り込まれている。

「意見」は、▽中国製品の海外イメージを守る「清風行動」の持続的な推進、▽品質に関する違法行為を摘発する「質検利剣」特別行動の実施、▽違法行為の多発する重点地域における一斉摘発活動の推進、▽インターネットを利用した模倣品製造販売の摘発強化——などに取り組み、模倣品摘発に関する法執行活動を厳格にするよう求めている。

(出典：中国知識産権资讯网 2017年5月11日)

★★★2. SIPOとSFIIP、上海で第6回協力会議を開催★★★

中国国家知識産権局(SIPO)とスイス連邦知的財産庁(SFIIP)はこのほど、第6回協力会議と第4回産業界ラウンドテーブルを上海で開催した。SIPO何志敏副局長とSFIIPフェリックス・アドール(Felix Addor)長官代行が出席した。

両庁協力会議において、双方はそれぞれの最新の知的財産権政策と活動進捗を紹介し、知的財産権制度活用とイノベーション促進に関する経験を共有した上、補正データ提出、創造性瑕疵の訂正、新薬用途に関する請求項、dsRNA分野審査などのテーマをめぐる意見交換を行った。会議に出席した上海市知識産権局の呂国強局長が地方の知的財産権法執行活動についてスイス側関係者と交流した。

第4回産業界ラウンドテーブルに、上海、江蘇、浙江、スイスの企業、知的財産権サービス機構の代表が出席した。両庁の専門家と産業界代表は両国の知的財産権政策、法律、特許審査実務、権利保護、医薬品特許などの課題について議論を交わした。

(出典：国家知識産権網 2017年5月10日)

★★★3. SIPO何志敏副局長、AIPPI馬浩会長一行らと会談★★★

5月8日、中国国家知識産権局(SIPO)の何志敏副局長が国際知的財産保護協会(AIPPI)の馬浩会長、Laurent Thibon事務局長一行らと会談した。

何副局長は、知的財産権分野の重要な非政府組織であるAIPPIは、知的財産権制度の整備と知的財産権保護の強化で大切な役割を果たしているとの認識を示し、中国の知的財産権発展に関するAIPPIの提案を歓迎し、双方間の友好的協力を一段と強化したいと語った。

馬会長は、知的財産権制度整備と知的財産権意識の普及啓発で重大な進捗を遂げているSIPOは、知的財産権に関する国際協力で益々重要な役割を果たすようになってきていると評価し、SIPOとの密接な協力関係を維持し、知的財産権に関する意見、見解を共有したいと期待を示した。

双方はまた、五大特許庁協力、AIPPI 常設委員会、AIPPI 世界大会などの議題をめぐって意見交換を行った。

(出典：国家知識産権網 2017 年 5 月 10 日)

★★★4. 権利侵害摘発指導グループ弁公室柴副主任、SFIIIP 長官代行と会談★★★

5 月 8 日、知的財産権侵害・模倣品摘発活動の全国指導グループ弁公室の柴海濤副主任がスイス連邦知的財産庁 (SFIIIP) のフェリックス・アドール (Felix Addor) 長官代行一行らと商務部で会談した。

柴副主任とアドール長官代行は、▽インターネットと電子商取引分野における知的財産権侵害、模倣品製造販売の摘発と、▽電子商取引プラットフォームの運営責任の明確化、▽スイス商品の知的財産権保護などの課題をめぐって、踏み込んだ交流を行った。

(出典：中国打撃侵権工作網 2017 年 5 月 9 日)

★★★5. 工商総局、企業名称と商標権の抵触解決体制の改善を要求★★★

国家工商行政管理総局がこのほど、「登録効率の向上、企業名称登録管理改革の積極的推進に関する意見」を公表し、意見の募集を行った。同「意見」は、企業名称登録効率の向上に努めると同時に、企業名称に関する係争の調停業務を強化し、企業名称と登録商標との抵触を法に基づいて対応するよう求めている。

「意見」は、各地方における企業名称と登録商標、未登録の中国馳名商標との抵触解決体制の整備を要求した。企業名称と登録商標、または未登録の中国馳名商標との間に係争が起こった場合、現行の商標法と反不正競争法の規定に基づいて処理し、当事者の合法的権益を保護しなければならないとしている。また、企業名称登録の担当部門は積極的に協力すべきであると強調した。

(出典：中国知識産権资讯网 2017 年 5 月 3 日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 厦門知識産権局と中国専利開発公司、戦略的協力協定を締結★★★

厦門市知識産権局と中国専利技術開発公司はこのほど、全面的戦略協力枠組み協定を締結した。双方は、専利（特許、実用新案、意匠）ナビゲーション、知的財産権運営投資基金、取引運営センター、知的財産権銀行などの事業で提携を深める。

全面的な戦略的協力の枠組みの下で、双方は、厦門市の知的財産権牽引型都市整備事業をきっかけに、開発会社の人的・情報・技術面の資源と、地域や市場、産業の各面における厦門市の優位性を生かして、協力のあり方の刷新と協力分野の拡大を図り、国の資源と地方の優位性を融合させたイノベーションの新局面を共同で構築し、知的財産権で都市のイノベーション、発展を支える。

(出典：国家知識産権網 2017 年 5 月 9 日)

★★★2. 安徽省初の知的財産権仲裁センター、合肥市で設立★★★

安徽省初の知的財産権仲裁センターがこのほど、合肥市で設立された。合肥市仲裁委員会の徐芳秘書長と安徽省知識産権局、合肥市知識産権局の責任者が銘板除幕式に出席した。

合肥市知識産権局と合肥市仲裁委員会は、多元的な紛争処理モデルの構築を狙い、同知的財産権仲裁センターを共同で設立した。当事者のために知的財産権紛争を解決する効果的な新手段を提供し、権利者のためにより効率的な法的救済制度を整備する。また、専利（特許、実用新案、意匠）関連紛争を調停するための仲裁委員会と知的財産権行政当局の共同プラットフォームとして、限りある行政資源の有効活用にもつながるとみられる。

(出典：国家知識産権網 2017 年 5 月 3 日)

○ 統計関連

★★★1. 商標局、第1四半期の商標出願、登録データを公表★★★

4月27日、国家工商行政管理総局・商標局が公式サイトで、2017年第1四半期の商標出願、登録に関する統計データを発表した。市場主体数の持続的増加と商標登録利便化改革の推進に伴い、商標出願件数が急増していることがわかった。

第1四半期、全国で企業などの市場主体の新規登録が359.8万件に達し、前年同期比19.5%増加した。登録商標出願件数は同13.9%増の83.7万件。地域別に見れば、広東省は出願件数が15万8019件、有効登録件数が214万9415件に達し、いずれも全国トップ。2位浙江は出願件数が7万4674件、有効登録件数が136万3296件、3位北京は出願件数が7万2080件、有効登録件数が95万3394件となっている。

1～3月、全国で200件の地理的表示商標が登録された。地域ランキングトップ3は山東省、四川省、湖北省で、それぞれ28件、22件、21件であった。

(出典：工商総局公式サイト 2017年5月8日)

○ その他知財関連

★★★1. UCASが知的財産権学院を設立、複合型人材を育成★★★

5月6日、中国科学院大学(UCAS)で知的財産権学院の銘板除幕式が開催された。中国科学院と国家知識産権局による第2ラウンド協力協定に基づき、UCAS公共政策と管理学院の法律・知的財産権学部を基礎に、中国科学院知的財産権研究・研修センター、UCAS知的財産権研究・諮詢センター、UCAS競争法研究・諮詢センターの支援を受けて設立された。

国家知識産権局元局長の田力普氏、UCAS公共政策と管理学院の方新院長、UCAS高随祥副学長、中国科学院科技促進発展局の嚴慶局長、国家知識産権局専利管理司の趙梅生副司長、中国科学院科技戦略諮詢研究院の潘教峰院長らが銘板除幕式に出席した。

UCAS知的財産権学院は、▽科学的素養を有する知的財産戦略管理と知的財産権法分野の複合型人材、▽学術的背景を有する知的財産権政策の策定、実践者——を育成し、知的財産権制度の刷新と発展を牽引することを趣旨とする。「教育・研究・シンクタンク」三位一体の国際的に有名な知的財産権学院と国際影響力を有する中国学派を目指す。

(出典：中国科学院公式サイト 2017年5月8日)

★★★2. WIPO フランス・ガリ事務局長：「一帯一路」は実務的な協力方法★★★

世界知的所有権機関(WIPO)のフランス・ガリ事務局長はこのほど、北京で開かれる「一帯一路」国際協力サミットの参加を前に、「一帯一路」は非常に実務的な協力方法であり、沿線の発展途上国に大きな発展のチャンスをもたらす、グローバル化の発展にも重要だとコメントを発表した。

中国が提唱した「シルクロード経済ベルト」と「21世紀海上シルクロード」の共同建設の構想についてガリ氏は、「一帯一路」イニシアチブは極めて重要であり、「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムは良いタイミングでの開催だと指摘した。「一帯一路」建設のこれまでの成果と今後の計画、多国間国際組織の連携方法などを考えるにあたり、非常に良い時機だとの見方を示した。

ガリ氏は、今のところ「一帯一路」イニシアチブに基づく協力は主に貿易協定の締結と貿易関係の強化であり、今後は沿線国間の貿易協力を一段と強化し、より広くて深い協力に向け基盤を固めることが重要だと強調した。

(出典：国家知識産権網 2017年5月8日)

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/?p=tW_GIj5ntM53_3CF1ZAZA7

配信先を変更したい場合は、上記 URL で配信停止をした上で、新たな E メールアドレスをご登録ください。

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro. go. jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved